

No.56

# 広報 すすかかめやま

地区広域連合

2019  
12  
December

関の山車会館

## 目次

- 介護保険のお知らせ
  - ・介護保険サービスを利用するには 2~5
  - ・地域包括支援センターについて 6
- 広域連合議会の動き 7
- 平成30年度決算状況 7~8

関の山車会館（亀山市関町中町）  
「関の山車」の保存や祭囃子などの伝承活動の  
拠点として、本年7月に開館しました。

介護保険サービスを利用するには  
**基本チェックリストの実施が要介護（要支援）認定が必要です**  
まずは、地域包括支援センターや広域連合、市の窓口へご相談ください。

こんにちは！私は、介護保険の認定調査をしている調査員の花子です。  
私は認定調査員として、介護保険サービスの利用を希望される方の認定調査を行っています。スムーズにサービスが利用できるよう、必要なポイントについてお伝えします。



サービスを利用するには下の図のように、二通りの方法があります。

### 総合事業・介護サービス利用相談

(地域包括支援センター、鈴鹿亀山地区広域連合、鈴鹿市長寿社会課、亀山市長寿健康課)

#### 基本チェックリストの実施 (65歳以上の方)

地域包括支援センターなどで相談し基本チェックリストを実施します。

地域包括支援センターは、高齢者の介護、福祉などの総合相談窓口です。【詳細は6ページを参照】

#### 判定結果

その場で判定を行い、生活機能の低下がみられる方は、サービス利用について相談します。

#### 介護予防・生活支援サービス事業の利用

- ・通所型サービス（デイサービス）
- ・訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

#### 要介護（要支援）認定

##### 要介護（要支援）認定申請

##### 認定調査

認定調査員（広域連合または委託事業所の職員）が自宅などに伺い調査します。

##### 主治医意見書

広域連合からかかりつけ医へ作成を依頼します。

##### 介護認定審査会

認定調査の結果や主治医意見書をもとに審査し、介護度の判定が行われます。

##### 認定結果の通知

広域連合から認定結果・被保険者証などを送付します。

#### 介護サービスの利用

- ・通所サービス（デイサービスなど）
- ・訪問サービス（ホームヘルプサービスなど）
- ・短期入所（ショートステイ）・施設入所 ほか

※この図は、それぞれの利用・申請の流れを簡易的に示しています。詳細は次ページ以降をご覧ください。

Q：基本チェックリストと要介護（要支援）認定申請はどのような違いがありますか？

A：基本チェックリストからの利用は、デイサービスとホームヘルプサービスに限られています。ショートステイ、施設入所などのサービスが必要な方は、要介護（要支援）認定申請をしてください。



## 基本チェックリストの実施からサービス利用までの流れ

### 1 地域包括支援センターに相談

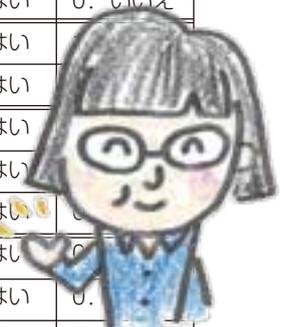
お近くの地域包括支援センター（詳細は6ページを参照）などにご相談いただき、その場で基本チェックリストにご記入ください。

### 2 基本チェックリストの実施

基本チェックリストとは65歳以上の方の運動機能や栄養状態、認知症やうつ等の兆候がないかなど生活機能の状態を確認するための25項目の質問票です。

基本チェックリスト			
NO	質問項目	回答(いずれかに○印)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか		
9	この1年間に転んだことがありますか		
10	転倒に対する不安は大きいですか		
11	6カ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか		
12	現在の身長( )cm 体重( )kg (BMI= ) (注)		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1. はい	
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

サービスの利用以外でもご自身の心身の状態の振り返りとしても活用していただけます。



NO 12 (注) 体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする

### 3 判定とサービス利用について

その場で判定を行い、生活機能の低下がみられる方は、サービス利用について相談します。利用できるサービスは、デイサービスとホームヘルプサービスに限られていますが、要介護(要支援)認定申請を行うことなく、迅速にサービスを受けることができます。

## 認定申請からサービス利用までの流れ

### 1 要介護（要支援）認定の申請

要介護（要支援）認定申請の受付窓口は、下記の場所となります。  
（※の窓口では、基本チェックリストの受付もできます。）

- ・ 鈴鹿亀山地区広域連合 ※
- ・ 各地域包括支援センター ※（詳細は6ページ参照）
- ・ 鈴鹿市役所 長寿社会課 ※  
各市区市民センター
- ・ 亀山市役所 長寿健康課 ※（総合保健福祉センター「あいあい」）  
市民課  
地域観光課（関支所）



**【申請する時のポイント】 調査立会人連絡先には日中必ず連絡がつく連絡先を！**

「調査立会人の連絡先」には、固定電話以外に携帯電話など日中に連絡がつく連絡先を記入してください。認定調査員から調査日程の連絡がつかないと、調査が遅くなってしまいます。



### 2 認定調査

認定調査員（広域連合または委託事業所の職員）が自宅などを訪問し調査します。

認定調査とは、介護保険サービスの利用を希望する方の現在の心身の状況を調べるために行う、ご本人とご家族の方などへの聞き取り調査です。

申請書に記入いただいた立会人の方に連絡をして、日時を決定します。

**認定調査では、どのようなことをしますか？**

日常生活全体について、身体の動きの様子を確認しながら、定められた項目に沿って詳しく聞かせていただきます。

- 例えば、
- ① 普段の食事、排泄、着替えなどの様子
  - ② 椅子に座ってどのくらい手足を動かせるか
  - ③ 寝たり起きたりの動作がどのようにできるか
  - ④ 物忘れなどの症状がないか



**【調査を受ける時のポイント】 調査の当日には、できるだけ普段の様子がわかる方の同席を！**

普段はできないことでも、調査の時にはできたり、ご本人が「できる！」と答える場合もあります。普段の様子をよくご存じのご家族の方などの同席をお願いします。（場合によっては、ご本人お一人での調査も可能です。）



### 3 主治医意見書の作成

申請書に記入された「主治医」に広域連合から依頼し、ご本人の心身の状態を記入いただきます。



「主治医」には、どんなお医者さんを記入すればよいですか？

「現在、一番困っていることを相談している医師」や「日頃からかかりつけ医として受診している医師」など、自分の現在の心身の状況をよく知ってもらっている医師（1名）を記入してください。

最近、医療機関を受診していない方は、主治医の医療機関を受診して、現在の状況を診てもらってから申請してください。

### 4 介護認定審査会について

認定調査の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉などの専門家である医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャーなどで構成された合議体で審査し、介護度の判定が行われます。



### 5 認定結果の通知について

認定審査会后に、広域連合から認定結果通知と介護保険被保険者証などを同封して送付します。

青い封筒

認定結果通知

地域包括支援センターの案内  
または  
居宅介護支援事業所の案内

同封の書類について（ご確認）

- 介護保険 要介護認定・要支援証
- 介護保険被保険者証（サービス利用）
- 介護保険負担割合証（新規申請の場合）

介護保険 被保険者証

介護保険負担割合証  
※新規申請の場合

このような書類をお送りしています。



### 6 サービスの利用について

認定結果が届きましたら、同封の地域包括支援センターの案内または居宅介護支援事業所の案内を参照しサービスの利用について相談してください。

## 地域包括支援センターをご存知ですか？

地域包括支援センターは、日常生活で生ずる介護、福祉、健康、医療などの困りごとについて、高齢者やその家族を支援するための総合相談窓口です。

鈴鹿市・亀山市には、5つの地域包括支援センターが設置されており、主任ケアマネジャー、保健師・看護師、社会福祉士などの専門職員が皆さんの相談を受け、関係する機関と連携して解決に努めます。心配ごとや悩みごとなど、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

**お住まいの地域を担当する地域包括支援センターはこちらです！**

お住まいの地域	地域包括支援センター
庄野・牧田・井田川	鈴鹿西部地域包括支援センター 鈴鹿市平田一丁目3番5号（アルテハイム鈴鹿内） ☎ 059-370-3751
加佐登・石薬師・久間田・椿・深伊沢・鈴峰・庄内	鈴鹿西部地域包括支援センター サブセンターかさど 鈴鹿市高塚町216番地の3 ☎ 059-373-6031
飯野（飯野寺家町・西條町・西条）・河曲・一ノ宮・箕田・玉垣（矢橋町・矢橋）・神戸	鈴鹿北部地域包括支援センター 鈴鹿市神戸三丁目12番10号（介護老人保健施設ひまわり内） ☎ 059-384-4165
飯野（飯野寺家町・西條町・西条を除く）・国府・玉垣（矢橋町・矢橋を除く）・若松（南若松町を除く）	鈴鹿中部地域包括支援センター 鈴鹿市神戸地子町383番地の1（鈴鹿市社会福祉センター内） ☎ 059-382-5233
白子・稲生・若松（南若松町）・栄・天名・合川	鈴鹿南部地域包括支援センター 鈴鹿市南若松町1番地（伊勢マリンホーム内） ☎ 059-380-5280
亀山市内全域	亀山地域包括支援センター「きずな」 亀山市羽若町545番地（亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内） ☎ 0595-83-3575

## アンケート調査へのご協力をお願いします。

本広域連合では、現在、「第8期介護保険事業計画」（令和3年度から令和5年度まで）の策定に向け、準備を進めています。計画策定にあたり、鈴鹿市・亀山市の住民の皆さま（一部の方を抽出）や介護サービスの事業所などを対象にアンケート調査を実施しています。このアンケートの結果は、事業計画策定のための大切な資料として使用させていただきます。

アンケート調査には、調査票が郵送で届く場合と、認定調査の時にお願いする場合があります。調査票が届いた際、調査員が認定調査に伺った際には、ご協力をお願いします。また、すでにご回答いただいた方には、お礼申し上げます。

## 10月定例会

令和元年10月17日に鈴鹿亀山地区広域連合議会定例会が開催され、次の議案が原案どおり認定、可決されました。



議案第11号	平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第12号	平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第13号	令和元年度鈴鹿亀山地区広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

## 平成30年度決算状況

10月定例会において、平成30年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計および介護保険事業特別会計歳入歳出決算が認定されました。

広域連合の収入は、鈴鹿市、亀山市からの負担金や介護保険料、国庫支出金などで賄われています。この収入が1年間でどのように使われたかをお知らせします。

### ◎一般会計

一般会計の歳入総額は1億1,628万9,833円、歳出総額は1億1,626万2,026円で、歳入歳出差引額2万7,807円は令和元年度に繰り越しています。

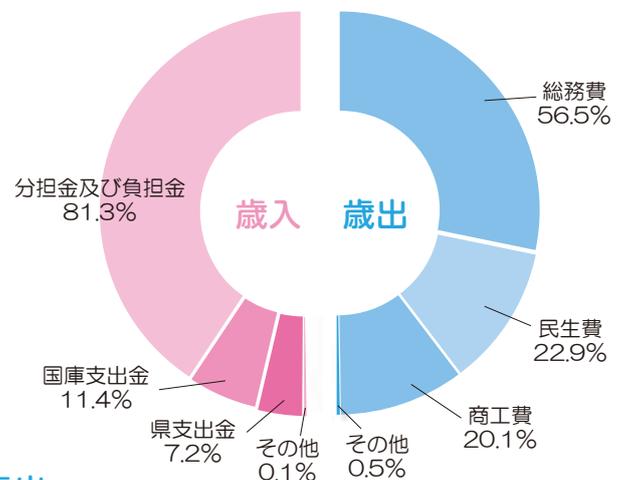
#### 一般会計の事業

- ・ 広域連合議会の運営
- ・ 公平委員会など各種委員会の運営
- ・ 消費者行政など



#### 歳入

分担金及び負担金	9,452万2,393円	構成市からの負担金 鈴鹿市 7,079万7,942円 亀山市 2,372万4,451円
国庫支出金	1,329万1,835円	低所得者保険料軽減負担金
県支出金	837万2,145円	低所得者等対策費補助金 消費者行政推進事業費補助金など
繰越金	4万2,230円	前年度からの繰越金
諸収入	6万1,230円	預金利子、雑入など
合計	1億1,628万9,833円	



#### 歳出

議会費	61万8,729円	議会運営のための経費
総務費	6,560万4,513円	人件費や電算委託料などの事務的経費
民生費	2,662万9,260円	介護保険事業特別会計への繰出金など
商工費	2,336万7,294円	鈴鹿亀山消費生活センターが行う消費者行政のための経費
諸支出金	4万2,230円	県支出金の返還金
予備費	0円	
合計	1億1,626万2,026円	

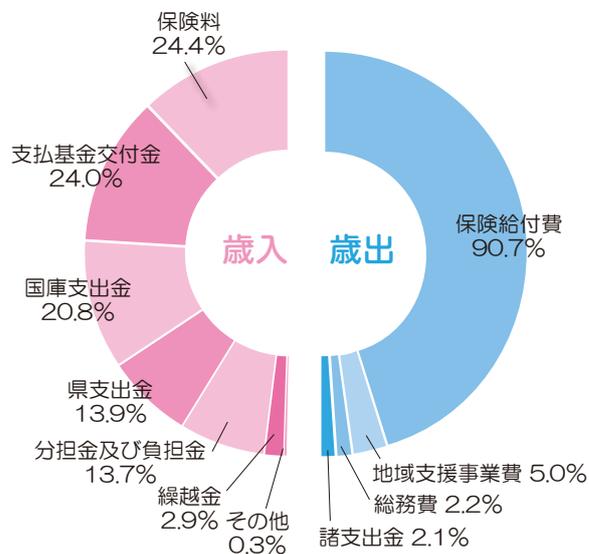
## 平成30年度決算状況

### ◎介護保険事業特別会計

介護保険事業特別会計の歳入総額は183億1,531万8,129円、歳出総額は175億9,496万9,105円となり、歳入歳出差引額7億2,034万9,024円を令和元年度に繰り越しています。

#### 特別会計の事業

- ・要介護認定
- ・介護サービスに係る給付
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・介護予防事業
- ・地域包括支援センターの設置運営など



### 歳入

保険料	44億7,024万8,971円	第1号被保険者(65歳以上の方)からの介護保険料
分担金及び負担金	25億1,577万4,738円	構成市からの負担金 鈴鹿市 19億1,626万5,619円 亀山市 5億9,950万9,119円
使用料及び手数料	5万3,800円	督促手数料
国庫支出金	38億631万8,384円	保険給付費に対する国からの負担金など
支払基金交付金	43億9,687万3,824円	第2号被保険者(40歳~64歳の方)からの介護保険料
県支出金	25億4,256万4,860円	保険給付費に対する県からの負担金など
財産収入	18万8,445円	基金の預金利子
繰入金	2,657万3,260円	一般会計からの繰入金
繰越金	5億3,927万6,509円	前年度からの繰越金
諸収入	1,744万5,338円	延滞金、雑入など
合計	183億1,531万8,129円	

### 歳出

総務費	3億9,265万3,534円	介護保険料徴収や要介護認定の事務費、人件費や電算委託料など
保険給付費	159億4,623万2,632円	居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など
地域支援事業費	8億8,399万6,025円	構成市や介護事業者が行う介護予防事業の経費など
公債費	0円	
諸支出金	3億7,208万6,914円	国庫支出金等過年度分返還金など
予備費	0円	
合計	175億9,496万9,105円	

### ◎基金

区分	前年度末現在高	決算年度末残高	内容
介護給付費準備基金	11億6,239万1,507円	15億8,503万3,225円	普通預金 定期預貯金

#### 発行／鈴鹿亀山地区広域連合

〒513-0801 鈴鹿市神戸一丁目18番18号 TEL 059-369-3200 FAX 059-369-3202

ホームページ <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/> E-mail [skkouiki@mecha.ne.jp](mailto:skkouiki@mecha.ne.jp)